



EY
Building a better
working world

2018年10月
税務アドバイザリーサービス

タックスアップデート



2018年10月のタックスアップデートの要旨は以下の通りです:

- ▶ ベトナムビジネスフォーラムの請願に関する税務総局(GDT)の見解
- ▶ 輸出入(On the Spot Export/Import)制度に関する関税のガイダンス

税務総局(GDT)が発行した 2018 年 10 月 1 日付 Official Letter 3720/TCT-CS (OL 3720) はベトナムビジネスフォーラム(VBF)の 2018 年年次会議の請願に関する見解を提供しています。ハイライトは以下のとおりです:

- ▶ **輸出加工企業(EPEs)に提供されるサービス、もしくは、非関税地域で提供されるサービスに係る付加価値税(VAT):** 税務総局はこの問題について、Circular 219/2013/TT-BTC に記載されている原則を繰り返すのみで、詳細なガイダンスを提供していません。すなわち、「非関税地域に所在し、非関税地域で消費され、0%課税対象外リストに該当しない、企業および個人に提供されるサービスは、0%課税の対象となる」とされています。

「非関税地域での消費」という明確な定義が不足しているため、0%課税を適用する場合にリスクが残ります。したがって、EPEs にサービスを提供する企業はサービスの性質を慎重に検討し、税務当局から税務監査でチャレンジされるリスクを軽減するために、取引の実施前に地方税務当局か税務総局(GDT)から文書によるガイダンスを入手すべきです。

- ▶ **材料消費標準の決定:** 税務総局(GDT)は、もし税務当局が、企業が実際の消費レベルと一致しない材料費を報告していることを見た場合、税務当局は税関事後調査の結論を利用することができる、また、税関当局に提出された材料毎の標準消費量(BoM)は税金を考える基礎とされることを確認しました。

したがって、税関当局に BoM を提出することを求められている輸出用製品の加工および製造に従事している企業は、税務監査で税務当局からチャレンジされるリスクを軽減するために、実際の材料消費レベル、税関に報告しているデータ、会計記録を再度検討すべきです。

- ▶ **外国契約者税(FCT)のための為替換算レートに関する税務総局(GDT)の見解:**

- (1) 収益および費用は、納税者が銀行口座を開設している商業銀行の購入為替換算レートおよび販売為替換算レートに基づいてそれぞれ記録されます。
- (2) ベトナムで FCT の対象となる外国契約者(FC)が実際の納税者です。ベトナムの契約相手先はただ単に FC の代わりに税金を支払うだけです。
- (3) もし FC がベトナムで商業銀行の口座を開設していない場合、ベトナムの契約相手先の商業銀行の為替換算レート、すなわち FC の代わりに申告と納税を行う企業の為替換算レートを使用することができます。

上記に照らして、ベトナムの契約相手先は購入為替換算レートを FC の代わりに FCT の申告と納税のために使用できると理解されます。

- ▶ 地理的条件に基づいて、トレーディング活動の法人所得税(CIT)優遇税制の適用を受ける資格を有する企業について、税務総局(GDT)は以下のような原則的なガイダンスを提供しました:
- (1) もしトレーディング活動が優遇税制を与えられたビジネスエリアのプロジェクトと関連しない場合、そこから生み出された所得は CIT の優遇税制を受ける資格はないものとします。トレーディング活動に提供される優遇税制の決定は、顧客の所在地および業種にかかわらず、投資プロジェクトの優遇税制条件の充足に基づきます。この見解は、優遇税制の適格性の決定に買い手の所在地を考慮に入れていた従前の地方税務当局の見解と異なります。
 - (2) 企業が事業を行い、CIT の優遇税制の資格を有する場所で追加のトレーディング活動を加える際に、資本金を増やさない場合、もしくは、資産を増やすために投資規模の拡大も行わない場合、そこから生み出された所得は CIT の優遇税制を受ける資格はないものとします。

税関総局が発行した 2018 年 10 月 5 日付 Official Letter 5826/TCHQ-TNXK (OL 5826) は輸出入(On the spot Export/Import)制度に関する関税の取り扱いのガイダンスを提供しています。

2018 年 9 月 1 日付 Decree 134/2016 / ND-CP (Decree 134) 第 12 条によれば、輸出品の製造のために輸入された商品は関税が免除されます。

しかしながら、Decree 134 第 12 条では、輸出や現地輸出と他の形態の輸出との差異について、関税免除決定のための明確な定義を提供していません。

2005 年 6 月 14 日付の商法 Law 36/2005/QH11 の下では、輸出は、海外または非関税地域への商品の販売および配送と定義されています。この定義は、販売される商品がベトナムに拠点を置く企業に配達されるため、現地輸出入(On the spot Export/Import)の取引形態をカバーしていないと思われます。

OL 5826 において、税関総局は現地輸出入(On the spot Export/Import)に関する関税の取り扱いガイダンスを提供するために、上記の輸出の定義を参照しています。これによれば、2016 年 9 月 1 日から、現地輸出入(On the spot Export/Import)取引で販売される輸出品の製造のために輸入した材料および部品は関税の免除対象にはなりません。

税関総局は、現地輸出入(On the spot Export/Import)で販売される輸出品の製造のために輸入した材料および部品の輸入関税を免除としていた企業から、輸入関税、遅延利息およびペナルティを徴収するよう地方税関当局にリクエストしました。

Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young Vietnam Limited for more information on this update or our Tax & Advisory Services:

Ha Noi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Nhung Nguyen Executive Director
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner
robert.m.king@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen Partner
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Thy Anh Huynh Partner
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Anh Kim Ngo Partner
anh.kim.ngo@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory
About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2018 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

VN No. 033110001
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com